

サービス統計・企業統計部会の審議状況について（報告）

サービス統計・企業統計部会；自動車輸送統計調査の変更について
第14回、第15回部会結果の要点（部会長メモ）

本調査の目的：

国内輸送活動を行う貨物自動車および旅客自動車を対象とする、輸送量と走行距離などの把握。国内自動車輸送の実態を明らかにして、交通政策及び経済政策の策定するための基礎資料とする。

申請の趣旨：

公的統計の有用性を確保する観点から、ニーズの変化に対応する統計を整備し、既存統計の見直しや統計作成方法の効率化を推進するために、行政記録を活用した調査設計の変更、変化に対応した調査事項や調査方法の見直しを行う。

主な申請内容：

(1) 標本設計の見直し

車両単位の層化抽出から事業所単位の層化抽出へ。詳細調査と簡易調査の一本化。

(2) 調査対象からの削除

自家用軽貨物自動車、自家用乗合自動車及び自家用乗用自動車

(3) 調査事項の追加・削除

追加：事業所用調査票

廃止：特別積合せトラック調査、燃料の種類と消費量、高速自動車国道の利用

第14回サービス統計・企業統計部会結果の要点

(1) 調査対象の範囲、調査事項等について

- ・規制緩和が進んでいる現状において、もっと調査事項を簡素化すべきではないか。
- ・見直しが遅いのではないか。

① 輸送貨物の品目分類（36区分）の細かさについて

② 月次統計の調査事項の簡素化について

- ・ここまで詳細に毎月把握する必要があるかどうか本調査の目的や調査結果の利活用状況にかんがみて、精査すべきではないか。
- ・交通経済研究者の視点から、陸海空における輸送機関ごとの輸送量については、多少精度が粗くても全国的な動向把握のため、月次単位でデータをとらせることは必要。

③ 自家用旅客自動車の調査対象からの削除について

- ・全体の輸送量に占める割合が高く、当該統計の必要性と他の統計による代替性を精査した上で議論することが必要。

(2) 標本設計について

① 事業用貨物自動車について、調査対象選定方法について

事業所単位での対象自動車の抽出方法について、サンプルが重ならないような工夫が必要。

② 母集団推定の方法について

統計の精度向上及び報告者の負担軽減の観点から、行政記録情報の活用が必要。

(3) 調査方法について

地方支分部局の調査員調査から本省直轄の郵送調査に変更することとしているが、具体的にどのように効率化が図られるのか。

(4) その他

- 統計の作成に当たって（特に母集団推定に当たって）、補助情報として自動車登録ファイル、自動車運送事業者情報等の行政記録情報を積極的に活用することは非常に重要。
- この部会の審議に直接関連するものではないが、事業所母集団データベースの趣旨や他の統計調査において調査対象事業所の捕捉に苦勞している現状にかんがみ、自動車運送事業者情報の事業所母集団データベースへの反映について今後検討いただきたい。

第 15 回サービス統計・企業統計部会審議の概要（要点のみ整理）

(1) 調査の目的（月次データの必要性等）

輸送量を月次単位で把握することは適当とされた。ただし、将来的に、構造統計と動態統計の役割分担の在り方及び輸送貨物の品目分類（内容及び細かさ）について、検討することが必要との意見が出された。

(2) 調査対象の範囲等

① 標本設計の見直し

事業用貨物自動車の抽出方法の変更、詳細調査と簡易調査の一本化及び事業用乗合自動車の調査手法の変更については、おおむね適当とされた。

なお、今後、利用ニーズを踏まえて、変更後の標本設計において都道府県単位による表章の可能性についても検討してもらいたいとの意見が出された。

② 調査対象からの削除

自家用軽貨物自動車、自家用乗合自動車及び自家用乗用自動車の調査対象からの削除については、やむを得ないとされた。

なお、今後、代替データ（特に自家用乗用自動車に係る輸送人キロ）の推計方法等を検討し、公表するなどの措置を講じてもらいたいとの意見が出された。

(3) 調査事項

削除項目については、適当とされた。

(4) 調査方法

郵送への調査方法の変更は適当とされた。

なお、調査の実施に当たっては、分かりやすい記入要領の作成、民間事業者との役割分担の明確化等適切な措置を講じてもらいたいとの意見が出された。

(5) 集計事項

調査対象範囲や調査事項の見直し等を踏まえた集計事項の変更は、適当とされた。

なお、上記(2)②における調査対象からの削除に伴う代替データについて、参考値として公表することが必要との意見が出された。

(6) その他

今回の調査計画の変更により生じる統計の断層について、接続係数の作成等適切な措置を講じることが必要との意見が出された。

第14回サービス統計・企業統計部会結果概要

- 1 日時 平成22年2月1日(月) 10:00~12:00
- 2 場所 総務省第2庁舎6階特別会議室
- 3 出席者 首藤部会長、廣松部会長代理、佐々木委員、西郷専門委員、田邊専門委員、村田専門委員、山口専門委員、
審議協力者(総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、東京都、埼玉県)、調査実施者(伴国土交通省交通統計室長ほか)、事務局(乾内閣府統計委員会担当室長、犬伏総務省統計審査官ほか)
- 4 議題 自動車輸送統計調査の変更について

5 議事の概要

- (1) 部会長、委員、専門委員等の挨拶に引き続き、事務局から諮問の概要、諮問時における統計委員会での議論の概要等について説明が行われた。
- (2) 調査実施者から自動車輸送統計調査の変更内容、諮問時における委員意見に対する回答等について説明が行われた。
- (3) 自動車輸送統計調査の変更等に係る主な質問及び意見並びにこれら質問等に対する回答の概要は以下のとおりである。

<調査対象の範囲、調査事項等について>

- 今回の変更内容については、もっと早く実現すべきであったのではないかと。また、変更後も輸送区間(今回の変更により市町村から都道府県単位に変更)や輸送品目について把握する必要があるのか。規制緩和が進んでいる現状においては、もっと調査事項を簡素化すべきではないか。
- 輸送貨物の品目分類(36区分)の細かさについては別途議論があるかもしれないが、地域における産業や消費活動を反映するものとしてどのような貨物がどこまで輸送されているのか都道府県単位で把握することは必要と考える。
- 統計の体系的な整備及び報告者の負担軽減の観点から、年次の構造統計を基礎として、月次の動態統計は調査事項を簡素化するのが一般的と考えるが、ここまで詳細に毎月把握する必要があるかどうか本調査の目的や調査結果の利活用状況にかんがみて、精査すべきではないか。
 - 国土交通省としては、自動車輸送統計に限らず、陸海空における輸送機関ごとの輸送量を毎月把握することによって、経済動向と輸送活動との関係や将来需要推計等の分析に有用なデータを提供しているものと認識
- 交通経済に携わる研究者の視点からみた場合、陸海空における輸送機関ごとの輸送量については、多少精度が粗くても全国的な動向把握のため、月次単位でデータをとらえることは必要と考える。

- 全体の輸送量に占める割合が高い自家用旅客自動車を調査対象から削除するに当たっては、単に十分な精度が確保されなくなったという理由だけではなく、当該統計の必要性と他の統計による代替性を精査した上で議論することが必要。

<標本設計について>

- 事業用貨物自動車について、調査対象事業所から車種別に登録番号の若い順に2台選定することとしているが、調査対象自動車の選定方法については工夫を図っていくことが必要ではないか。
- 母集団推定の方法については、統計の精度向上及び報告者の負担軽減の観点から、行政記録情報から得られる補助情報の活用の仕方について引き続き検討し、今後も改善を図っていくことが必要ではないか。

<調査方法について>

- 調査の効率的な実施等を図る観点から、調査方法を地方支分部局の調査員調査から本省直轄の郵送調査に変更することとしているが、具体的にどのように効率化が図られるのか。
→ 現行は、調査員が一定の回収を行うまで、国土交通省に調査票が提出されることはなかったが、調査方法を郵送に変更することによって記入済みの調査票が順次本省に送付され、その内容の確認等が可能になるなど、効率的な実施が図れると考えているところ。

<その他>

- 統計の作成に当たって（特に母集団推定に当たって）、補助情報として自動車登録ファイル、自動車運送事業者情報等の行政記録情報を積極的に活用することは非常に重要であり、この点については高く評価する。
- この部会の審議に直接関連するものではないが、事業所母集団データベースの趣旨や他の統計調査において調査対象事業所の捕捉に苦勞している現状にかんがみ、自動車運送事業者情報の事業所母集団データベースへの反映について今後検討いただきたい。

- (4) 次回部会における個別論点の審議に向けて、事務局から自動車輸送統計調査の変更について統計法（平成19年法律第53号）第10条の規定に基づく審査基準に照らした現時点における審査結果（審査メモ及び論点）について説明が行われた。

6 次回予定

次回は2月18日（木）10時から総務省第2庁舎6階特別会議室で開催し、個別の論点ごとに審議を行うこととされた。

第15回サービス統計・企業統計部会結果概要（未定稿）

- 1 日時 平成22年2月18日（木）10:00～12:25
- 2 場所 総務省第2庁舎6階特別会議室
- 3 出席者 首藤部会長、廣松部会長代理、西郷専門委員、菅専門委員、二村専門委員、村田専門委員、山口専門委員、
審議協力者（総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、東京都、埼玉県）、調査実施者（伴国土交通省交通統計室長ほか）、事務局（乾内閣府統計委員会担当室長、犬伏総務省統計審査官ほか）
- 4 議題 自動車輸送統計調査の変更について

5 審議の概要（要点のみ整理）

(1) 調査の目的（月次データの必要性等）

前回部会において意見のあった月次データの必要性について調査実施者から説明が行われ、輸送量を月次単位で把握することは適当とされた。

なお、将来的に、構造統計と動態統計の役割分担の在り方及び輸送貨物の品目分類（内容及び細かさ）について、検討することが必要との意見が出された。

(2) 調査対象の範囲等

ア 標本設計の見直し

事業用貨物自動車の抽出方法の変更、詳細調査と簡易調査の一本化及び事業用乗合自動車の調査手法の変更については、おおむね適当とされた。

なお、利用ニーズを踏まえて、変更後の標本設計において都道府県単位による表章の可能性についても今後検討してもらいたいとの意見が出された。

イ 調査対象からの削除

自家用軽貨物自動車、自家用乗合自動車及び自家用乗用自動車の調査対象からの削除については、やむを得ないとされた。

なお、今後、代替データ（特に自家用乗用自動車に係る輸送人キロ）の推計方法等を検討し、公表するなどの措置を講じてもらいたいとの意見が出された。

(3) 調査事項

事業用貨物自動車に係る事業所用調査票の追加、特別積合せトラック調査の廃止、「燃料の種類及び燃料消費量」、「高速自動車国道の利用の有無」等の削除については、適当とされた。

(4) 調査方法

調査方法を地方支分部局経由の調査員調査から本省直轄の郵送調査に変更することに

については、適当とされた。

なお、調査の実施に当たっては、分かりやすい記入要領の作成、民間事業者との役割分担の明確化等適切な措置を講じてもらいたいとの意見が出された。

(5) 集計事項

調査対象の範囲や調査事項の見直し等を踏まえた集計事項の変更については、適当とされた。

なお、上記(2)イにおける調査対象からの削除に伴う代替データについて、参考値として公表することが必要との意見が出された。

(6) その他

今回の調査計画の変更により生じる統計の断層について、接続係数の作成等適切な措置を講じることが必要との意見が出された。

6 次回予定

次回は3月4日(木)10時から総務省第2庁舎6階特別会議室で開催し、答申(案)について審議を行うこととされた。

<文責 総務省政策統括官付統計審査官室 速報のため事後修正の可能性あり>